

# 二宮町合併処理浄化槽設置整備補助金申請の手続きの流れ

## 1 「補助金交付申請書」(第1号様式)の提出

### 【申請者から生活環境課へ】

- ・生活環境課に直接持参してください。  
※郵送、FAX、電子メール不可。代理人可。
- ・予算額の範囲内にて補助金の交付を行います。
- ・着工の2週間前を目途に提出してください。

### 《添付書類》

- (1) 浄化槽設置届出書の写し
- (2) 建築確認通知書のある場合はその写し
- (3) 登録浄化槽管理票(C票)及び登録証
- (4) 設置場所の見取り図
- (5) 浄化槽及び配管状況が確認できる平面図、並びに掘削断面図
- (6) 住宅等を借りている者は、賃借人の承諾書
- (7) 設置に係る見積書及び工事請負契約書の写し
- (8) 撤去費に係る見積書
- (9) 宅内配管費に係る見積書
- (10) 町税の完納証明書(転入しようとする者は前住所地での市町村区民税の完納証明書)
- (11) その他町長が必要と認める書類

## 2 書類審査

### 【生活環境課】

- ・書類内容等の審査を行います。

## 3 「補助金交付決定通知書」(第2号様式)の送付

### 【生活環境課から申請者本人へ】

### 【申請者】

- ・「補助金交付決定通知書」を受けてから工事に着手をしてください。
- ・工事の際に、着工前、施行中、完成の写真を必ず撮影してください。  
工事完了後、速やかに「実績報告書」を提出してください。

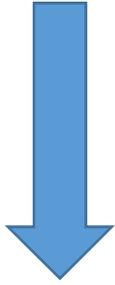
## 4 「実績報告書」(第6号様式)の提出

### 【申請者から生活環境課へ】

- ・「実績報告書」の提出期限は、その年度の3月31日です。提出期限を超えた場合は、補助金の交付ができません。

### 《添付書類》

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し  
(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法第7条及び第11条の規定に基づく検査依頼書及び領収書の写し



- (3) 工事管理写真
- (4) 工事施工検査報告書（チェックリスト）
- (5) 浄化槽使用開始報告書の写し又は、浄化槽工事完了報告書の写し
- (6) 合併処理浄化槽の設置工事の請求書又は、請求額を証する書類及び領収書又は、支払額を証する書類の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

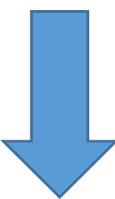
#### 5 書類審査



##### 【生活環境課】

- ・提出書類や写真等を確認し、適切に工事が遂行されたか審査を行います。

#### 6 「補助金交付額確定通知書」（第7号様式）の送付



##### 【生活環境課から申請者本人へ】

- ・補助金交付額確定通知書を送付

##### 【申請者から生活環境課へ】

- ・「補助金交付額確定通知書」を受取ってから、「補助金交付請求書」（第8号様式）を提出してください。

#### 7 「合併処理浄化槽設置整備費補助金」の交付

お問い合わせ先

二宮町役場都市部生活環境課生活環境班

71-5879